

説明・協議事項（１）

9月定例教育委員会 説明資料	
年月日	令和元年9月24日
担当課	学校保健給食課

鳥取市学校給食費徴収規則の一部改正について

令和元年10月1日からの保育料無償化に伴い、関係する部分についての整理、民法改正に伴う遅延損害金の率の整理と債権管理強化を図るため、「鳥取市学校給食費徴収規則」を一部改正するものです。

<概要1>

- 保育料無償化に伴い、給食費を徴収することになるが、鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年鳥取市条例第27号）に基づく減免対応がある。
- 学校給食センター（国府）が福部未来学園幼稚園に学校給食を提供している。上記のことにより、関係する部分について必要な整理を行う。

<概要2>

- 学校給食の提供にあたり、未納となった場合、市が保有する情報の調査ができるように学校給食申込書に同意文を追加する。

<概要3>

- 学校給食の提供にあたり、提供者にあわせた3種類の学校給食申込書が使用できるようにする。また、学校給食費の請求・徴収に関し、学校給食申込書の提出のない交流会といった継続提供のない場合は、鳥取市会計規則に基づく対応とするように整理する。

<施行日>

- この規則は、令和元年10月1日から施行する。

鳥取市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 月 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市規則第 号

鳥取市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則

鳥取市学校給食費徴収規則（平成29年鳥取市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び義務教育学校」を「、義務教育学校等」に改める。

第2条中第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 学校給食費 学校給食に要する経費のうち、学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項の規定により保護者が負担すべき学校給食に要する経費
その他市が負担する経費以外の経費をいう。
- (2) 学校等 鳥取市立学校条例（昭和39年鳥取市条例第5号）に定める小学校、
中学校及び義務教育学校並びに鳥取市立福部未来学園幼稚園をいう。

第3条中「学校」を「学校等」に、「又は生徒」を「、生徒又は園児」に、「保護者」を「保護者及び児童等を除く学校給食を受ける者（以下「納付義務者」という。）」に改める。

第4条中「学校において学校給食を受ける児童等の保護者」を「納付義務者」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、鳥取市立福部未来学園幼稚園に在籍する園児のうち、鳥取市保育所・幼

稚園給食費徴収規則(平成30年鳥取市規則第3号)に掲げる園児に係る副食費は、徴収しない。

第6条中「保護者」を「納付義務者」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 市長は、学校給食費の単価の変更等により徴収する学校給食費の額が変更になった場合は、納入額変更決定通知書により納付義務者に通知する。

第7条第1項中「保護者」を「納付義務者」に改め、同条第3項中「保護者等」を「納付義務者」に改める。

第8条中第2号を削り、第3号中「就学したとき又は」を削り、同号を同条第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (3) 学校行事等で学校長が学校給食を実施しないと判断した場合において、鳥取市教育委員会を認めたとき。

第8条に次の1項を加える。

- 2 食物アレルギー対応を開始して、学校給食の献立の一部を中止する場合の学校給食費の額は、第5条第1項に定める1食の単価の範囲内で鳥取市教育委員会が別に定める。

第9条中「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める。

第10条中「第8条第2号」を「第8条第2項」に改める。

第11条中「第8条」を「第8条第1項」に、「児童等の保護者」を「納付義務者」に改め、「学校給食の実施を停止された児童等が」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、第8条第1項第4号の規定によりその他市長が認めた場合において、緊急に学校給食を停止及び再開する必要があるときは、この限りでない。

第12条中「児童等の保護者」を「納付義務者」に改める。

第13条第1項中「児童等のほか、教職員、給食調理員等に」を「第3条の申込み

がない場合において、必要に応じて」に、「もの」を「者」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 第1項の学校給食費に相当する経費の徴収は、鳥取市会計規則（昭和39年鳥取市規則第5号）に規定する納入通知書により行うものとする。

第15条第1項中「年5パーセント」を「民法（明治29年法律第89号）第404条に定める法定利率」に改める。

別表備考を次のように改める。

備考

1 義務教育学校の単価については、学校給食センターの設置区域に応じて、義務教育学校の前期課程にあつては小学校の単価を、義務教育学校の後期課程にあつては中学校の単価をそれぞれ適用する。

2 鳥取市立福部未来学園幼稚園の単価については、国府学校給食センターの小学校の単価を適用する。この場合において、主食費は36円とし、副食費は237円とする。

様式第1号を次のように改める。

学校給食申込書

年 月 日

鳥取市長 様

納付義務者 郵便番号 ー

住 所

ふりがな 氏 名 ㊟

電話番号 ー ー

私は、鳥取市学校給食費徴収規則第3条の規定により、次のとおり申し込みます。

学校給食費の納入がなかった場合には、鳥取市が保有する私の情報のうち、債権の管理のため必要な情報を調査することについて同意します。

また、学校給食費の納付情報を学校長に対して提示することに同意します。

学校給食の提供を受ける者

学 校 名	鳥取市立	学 年	
ふりがな 氏 名			

備考

この申込書は、鳥取市立の中学校を卒業（市外に転校）するまで継続されます。児童等ごとに記入し、学校に提出してください。

学校長は内容確認後、鳥取市教育委員会に提出してください。

(学校長確認欄)

チェック

学校給食申込書

年 月 日

鳥取市長 様

納付義務者	郵便番号	—	
	住 所		
	ふりがな		
	氏 名		⑩
	電話番号	—	—
	学 校 名		

私は、鳥取市学校給食費徴収規則第3条の規定により、学校給食を申し込みます。

学校給食費の納入がなかった場合には、鳥取市が保有する私の情報のうち、債権の管理のため必要な情報を調査することについて同意します。

また、学校給食費の納付情報を学校長に対して提示することに同意します。

備考

この申込書は、鳥取市立の学校に在職中は継続されます。内容を記入し、学校に提出してください。

学校長は内容確認後、鳥取市教育委員会に提出してください。

(学校長確認欄)
チェック <input type="checkbox"/>

様式第1号（第3条関係）

その他

学校給食申込書

年 月 日

鳥取市長 様

納付義務者 郵便番号 ー
住 所
ふりがな
氏 名 ㊟
電話番号 ー ー
所 属 名

私は、鳥取市学校給食費徴収規則第3条の規定により、学校給食を申し込みます。

学校給食費の納入がなかった場合には、鳥取市が保有する私の情報のうち、債権の管理のため必要な情報を調査することについて同意します。

備考

この申込書は、鳥取市立の学校給食センターに在職中は継続されます。内容を記入し、鳥取市教育委員会に提出してください。

様式第8号を次のように改める。

様式第8号（第11条、第12条関係）

学校給食申込変更届出書

年 月 日

鳥取市長 様

納付義務者

郵便番号

—

住 所

ふりがな

氏 名

電話番号

㊟

私は、学校給食の提供について変更が生じたので、鳥取市学校給食費徴収規則（第11条・第12条）の規定により、次のとおり届け出ます。

学校給食の提供を受ける者について	学校名	鳥取市立	学年	
	ふりがな			
	変更内容	該当する番号に○をつけてください	【変更前】	
		1 給食期間の変更		
変更年月日	年 月 日 から			

備考

- この届出書は、児童等ごとに記入し、給食の停止又は再開を希望するときは5日前（土日等含まない。）までに市（学校）に提出してください。
- 給食の停止については、連続5日以上（土日等含まない。）欠席することにより発生する給食分のみ、給食費に反映します。

学校長は内容確認後、鳥取市教育委員会に提出してください。

（学校長確認欄）

チェック

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の鳥取市学校給食費徴収規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の学校給食に係る学校給食費から適用し、同日前の学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の鳥取市学校給食費徴収規則の規定により作成され、又は使用されている用紙については、当分の間使用することができる。

鳥取市学校給食費徴収規則（平成29年規則第35号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鳥取市学校給食費徴収規則</p> <p style="text-align: right;">平成29年9月12日 鳥取市規則第35号</p> <p style="text-align: right;">改正 平成29年12月20日規則第39号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、鳥取市立小学校、中学校、<u>義務教育学校等</u>において実施する学校給食に係る学校給食費の徴収等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） <u>学校給食費 学校給食に要する経費のうち、学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項の規定により保護者が負担すべき学校給食に要する経費その他市が負担する経費以外の経費をいう。</u></p> <p>（2） <u>学校等 鳥取市立学校条例（昭和39年鳥取市条例第5号）に定める小学校、中学校及び義務教育学校並びに鳥取市立福部未来学園幼稚園をいう。</u></p>	<p>○鳥取市学校給食費徴収規則</p> <p style="text-align: right;">平成29年9月12日 鳥取市規則第35号</p> <p style="text-align: right;">改正 平成29年12月20日規則第39号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、鳥取市立小学校、中学校<u>及び義務教育学校</u>において実施する学校給食に係る学校給食費の徴収等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） <u>学校給食費 学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項の規定により保護者が負担すべき学校給食に要する経費をいう。</u></p> <p>（2） <u>学校 鳥取市立学校条例（昭和39年鳥取市条例第5号）に定める小学校、中学校、及び義務教育学校をいう。</u></p>

(3) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。

(学校給食の申込み)

第3条 学校等において学校給食を受けようとする児童、生徒又は園児（以下「児童等」という。）の保護者及び児童等を除く学校給食を受ける者（以下「納付義務者」という。）は、学校給食申込書（様式第1号）により市長に対して申し込まなければならない。

(学校給食費の徴収対象者)

第4条 市長は、納付義務者から学校給食費を徴収する。ただし、鳥取市立福部未来学園幼稚園に在籍する児童のうち、鳥取市保育所・幼稚園給食費徴収規則（平成30年鳥取市規則第3号）第4条第2項各号に掲げる児童に係る副食費は、徴収しない。

(学校給食費の額)

第5条 学校給食費の1食の単価の額は、別表のとおりとする。

2 市長は、前項に定める額に、1月当たりの学校給食実施日数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を月額として徴収する。

(学校給食費の額の通知)

第6条 市長は、前条の規定により学校給食費の額を決定したときは、

(3) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。

(学校給食の申込み)

第3条 学校において学校給食を受けようとする児童又は生徒（以下「児童等」という。）の保護者は、学校給食申込書（様式第1号）により市長に対して申し込まなければならない。

(学校給食費の徴収対象者)

第4条 市長は、学校において学校給食を受ける児童等の保護者から学校給食費を徴収する。

(学校給食費の額)

第5条 学校給食費の1食の単価の額は、別表のとおりとする。

2 市長は、前項に定める額に、1月当たりの学校給食実施日数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を月額として徴収する。

(学校給食費の額の通知)

第6条 市長は、前条の規定により学校給食費の額を決定したときは、

速やかに鳥取市学校給食費等納入額決定通知書（様式第2号）により納付義務者に通知する。

2 市長は、学校給食費の単価の変更等により徴収する学校給食費の額が変更になった場合は、納入額変更決定通知書により納付義務者に通知する。

（本条…一部改正〔平成29年規則39号〕）

（学校給食費の納入方法）

第7条 納付義務者は、前条で通知のあった学校給食費を徴収する月（毎年6月、8月、10月、12月、翌年の2月及び4月）の月末までに口座振替又は納入通知書により納入しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、別に納期限を定めることができる。

2 市長は、口座振替の方法により学校給食費を納入する場合において、口座振替による納入がなされなかった場合は、2回を限度に再振替を行う。

3 第1項の口座振替の方法により納入をしようとする納付義務者は、鳥取市学校給食費等口座振替依頼書（様式第3号。口座振替の依頼先がゆうちょ銀行である場合は、鳥取市学校給食費等自動払込利用申込書（様式第4号））を指定金融機関等（指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関をいう。）に提出しなければならない。当該口座振替依頼を変更し、又は取り消そうとするときも同様とする。

4 指定金融機関等は、前項の依頼書の提出があったときは、市長に鳥取市学校給食費等口座振替依頼通知書（様式第5号。口座振替の依頼先がゆうちょ銀行である場合は、鳥取市学校給食費等自動払込受付通

速やかに鳥取市学校給食費等納入額決定通知書（様式第2号）により保護者に通知する。

（本条…一部改正〔平成29年規則39号〕）

（学校給食費の納入方法）

第7条 保護者は、前条で通知のあった学校給食費を徴収する月（毎年6月、8月、10月、12月、翌年の2月及び4月）の月末までに口座振替又は納入通知書により納入しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、別に納期限を定めることができる。

2 市長は、口座振替の方法により学校給食費を納入する場合において、口座振替による納入がなされなかった場合は、2回を限度に再振替を行う。

3 第1項の口座振替の方法により納入をしようとする保護者等は、鳥取市学校給食費等口座振替依頼書（様式第3号。口座振替の依頼先がゆうちょ銀行である場合は、鳥取市学校給食費等自動払込利用申込書（様式第4号））を指定金融機関等（指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関をいう。）に提出しなければならない。当該口座振替依頼を変更し、又は取り消そうとするときも同様とする。

4 指定金融機関等は、前項の依頼書の提出があったときは、市長に鳥取市学校給食費等口座振替依頼通知書（様式第5号。口座振替の依頼先がゆうちょ銀行である場合は、鳥取市学校給食費等自動払込受付通

知書（様式第6号）を送付しなければならない。

- 5 市長は、学校給食費の過誤納に係る徴収金（以下「過誤納金」という。）がある場合は、鳥取市学校給食費等還付決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。ただし、その還付を受けるべき者に未納の学校給食費があるときは、その還付に代えて、当該過誤納金をその未納の学校給食費に充当することができる。

（3—5項…追加〔平成29年規則39号〕）

（学校給食費の特例）

第8条 児童等が次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条第2項の学校給食実施日数からこれらの事由により学校給食を受けなかった日数を控除する。

（1）長期欠食の届出をして、学校給食を受けなかったとき。

（2） 年度の途中において、学校の児童等として就学しなくなったとき。

（3） 学校行事等で学校長が学校給食を実施しないと判断した場合において、鳥取市教育委員会が認めたとき。

（4）その他市長が必要と認めたとき。

2 食物アレルギー対応を開始して、学校給食の献立の一部を中止する場合の学校給食費の額は、第5条第1項に定める1食の単価の範囲内で鳥取市教育委員会が別に定める。

知書（様式第6号）を送付しなければならない。

- 5 市長は、学校給食費の過誤納に係る徴収金（以下「過誤納金」という。）がある場合は、鳥取市学校給食費等還付決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。ただし、その還付を受けるべき者に未納の学校給食費があるときは、その還付に代えて、当該過誤納金をその未納の学校給食費に充当することができる。

（3—5項…追加〔平成29年規則39号〕）

（学校給食費の特例）

第8条 児童等が次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条第2項の学校給食実施日数からこれらの事由により学校給食を受けなかった日数を控除する。

（1）長期欠食の届出をして、学校給食を受けなかったとき。

（2） 食物アレルギー対応を開始して、学校給食を受けなかったとき。

（3） 年度の途中において、学校の児童等として就学したとき又は就学しなくなったとき。

（4）その他市長が必要と認めたとき。

(長期欠食の届出)

第9条 前条第1項第1号の長期欠食の届出は、児童等が入院等の理由で連続して5日以上の間、学校給食を受けないことを希望するときに提出するものとする。

(食物アレルギーの対応)

第10条 第8条第2項の食物アレルギー対応の開始及び解除については、鳥取市教育委員会が別に定める。

(学校給食の停止及び再開の届出)

第11条 納付義務者は、第8条第1項の規定により学校給食の実施の停止を希望するとき又は学校給食の実施の再開を希望するときは、停止を希望する日又は再開を希望する日から5日前までに学校給食申込変更届出書(様式第8号)により市長に届け出なければならない。ただし、第8条第1項第4号の規定によりその他市長が認めた場合において、緊急に学校給食を停止及び再開する必要があるときは、この限りでない。

2 前項の学校給食の停止又は再開の届出の日から当該学校給食の停止若しくは再開を希望する日までの期間並びに第9条に定める期間の計算については、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を含めないで算定するものとする。

(1項…一部改正〔平成29年規則39号〕)

(学校給食申込み変更)

(長期欠食の届出)

第9条 前条第1号の長期欠食の届出は、児童等が入院等の理由で連続して5日以上の間、学校給食を受けないことを希望するときに提出するものとする。

(食物アレルギーの対応)

第10条 第8条第2号の食物アレルギー対応の開始及び解除については、鳥取市教育委員会が別に定める。

(学校給食の停止及び再開の届出)

第11条 児童等の保護者は、第8条の規定により学校給食の実施の停止を希望するとき又は学校給食の実施を停止された児童等が学校給食の実施の再開を希望するときは、停止を希望する日又は再開を希望する日から5日前までに学校給食申込変更届出書(様式第8号)により市長に届け出なければならない。

2 前項の学校給食の停止又は再開の届出の日から当該学校給食の停止若しくは再開を希望する日までの期間並びに第9条に定める期間の計算については、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を含めないで算定するものとする。

(1項…一部改正〔平成29年規則39号〕)

(学校給食申込み変更)

第12条 納付義務者は、第3条の申込み内容に変更がある場合は、前条の規定を準用する。

(学校給食費に相当する経費の徴収)

第13条 市長は、第3条の申込みがない場合において、必要に応じて学校給食を提供することができる。この場合において、市長は、学校給食の提供を受けた者から学校給食費に相当する経費を徴収する。

2 前項の学校給食費に相当する1食の単価の額は、次の各号に掲げる区分に応じた別表に定める額とする。

(1) 小学校に準じた学校給食を提供したとき 当該学校給食センターの設置区域の小学校の単価

(2) 中学校に準じた学校給食を提供したとき 当該学校給食センターの設置区域の中学校の単価

3 第1項の学校給食費に相当する経費の徴収は、鳥取市会計規則(昭和39年鳥取市規則第5号)に規定する納入通知書により行うものとする。

(督促)

第14条 学校給食費の督促は、督促状(様式第9号)により行うものとする。

(本条…一部改正〔平成29年規則39号〕)

(学校給食費の遅延損害金)

第15条 市長は、第7条第1項に規定する納付期限から1年を経過し、未納の学校給食費の一括納付又は分納に応じない場合においては、そ

第12条 児童等の保護者は、第3条の申込み内容に変更がある場合は、前条の規定を準用する。

(学校給食費に相当する経費の徴収)

第13条 市長は、児童等のほか、教職員、給食調理員等に学校給食を提供することができる。この場合において、市長は、学校給食の提供を受けたものから学校給食費に相当する経費を徴収する。

2 前項の学校給食費に相当する1食の単価の額は、次の各号に掲げる区分に応じた別表に定める額とする。

(1) 小学校に準じた学校給食を提供したとき 当該学校給食センターの設置区域の小学校の単価

(2) 中学校に準じた学校給食を提供したとき 当該学校給食センターの設置区域の中学校の単価

3 第1項の学校給食費に相当する経費の算定及び徴収方法については、第5条第2項、第6条及び第7条の規定を準用する。

(督促)

第14条 学校給食費の督促は、督促状(様式第9号)により行うものとする。

(本条…一部改正〔平成29年規則39号〕)

(学校給食費の遅延損害金)

第15条 市長は、第7条第1項に規定する納付期限から1年を経過し、未納の学校給食費の一括納付又は分納に応じない場合においては、そ

の学校給食費に、当該納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条に定める法定利率の割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を徴収することができる。

- 2 前項の遅延損害金の算定については、鳥取市税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例（昭和36年鳥取市条例第14号）第5条第1項ただし書の規定を準用する。

（委任）

第16条 この規則に定めるもののほか学校給食費の徴収等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（本条…一部改正〔平成29年規則39号〕）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（見出…追加・旧附則…一部改正〔平成29年規則39号〕）

（準備行為）

- 2 第3条の規定による学校給食の申込みの手続その他学校給食費の納入のために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

（本項…追加〔平成29年規則39号〕）

附 則（平成29年12月20日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

の学校給食費に、当該納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を徴収することができる。

- 2 前項の遅延損害金の算定については、鳥取市税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例（昭和36年鳥取市条例第14号）第5条第1項ただし書の規定を準用する。

（委任）

第16条 この規則に定めるもののほか学校給食費の徴収等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（本条…一部改正〔平成29年規則39号〕）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（見出…追加・旧附則…一部改正〔平成29年規則39号〕）

（準備行為）

- 2 第3条の規定による学校給食の申込みの手続その他学校給食費の納入のために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

（本項…追加〔平成29年規則39号〕）

附 則（平成29年12月20日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 月 日規則第 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の鳥取市学校給食費徴収規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の学校給食に係る学校給食費から適用し、同日前の学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に改正前の鳥取市学校給食費徴収規則の規定により作成され、又は使用されている用紙については、当分の間使用することができる。

別表（第5条、第13条関係）

各学校給食センターの1食単価表

学校給食センターの設置区域	第一・第二・湖東（鳥取）	国府（国府・福部）	河原（河原・用瀬・佐治）	気高	鹿野	青谷
小学校	284円	273円	273円	273円	273円	280円
中学校	322.5円	317円	309円	317円	317円	317円

別表（第5条、第13条関係）

各学校給食センターの1食単価表

学校給食センターの設置区域	第一・第二・湖東（鳥取）	国府（国府・福部）	河原（河原・用瀬・佐治）	気高	鹿野	青谷
小学校	284円	273円	273円	273円	273円	280円
中学校	322.5円	317円	309円	317円	317円	317円

備考

- 1 義務教育学校の単価については、学校給食センターの設置区域に応じて、義務教育学校の前期課程にあつては小学校の単価を、義務教育学校の後期課程にあつては中学校の単価をそれぞれ適用する。
- 2 鳥取市立福部未来学園幼稚園の単価については、国府学校給食センターの小学校の単価を適用する。この場合において、主食費は36円とし、副食費は237円とする。

保護者用

様式第1号（第3条関係）

学校給食申込書

年 月 日

鳥取市長 様

納付義務者 郵便番号 ー
 住 所
 ふりがな
 氏 名 ㊟
 電話番号 ー ー

私は、鳥取市学校給食費徴収規則第3条の規定により、次のとおり申し込みます。
学校給食費の納入がなかった場合には、鳥取市が保有する私の情報のうち、債権の管理のため必要な情報を調査することについて同意します。

また、学校給食費の納付情報を学校長に対して提示することに同意します。

学校給食の提供を受ける者

備考

義務教育学校の単価については、学校給食センターの設置区域に応じて、義務教育学校の前期課程にあつては小学校の単価を、義務教育学校の後期課程にあつては中学校の単価をそれぞれ適用する。

様式第1号（第3条関係）

学校給食申込書

年 月 日

鳥取市長 様

保護者等 郵便番号 ー
 (納付義務者) 住 所
 ふりがな
 氏 名 ㊟

私は、鳥取市学校給食費徴収規則第3条の規定により、次のとおり申し込みます。
 また、学校給食費の納付情報を学校長に対して提示することに同意します。

児童・生徒に つ	学校名	鳥取市立	学校	学 年	年
	ふりがな 氏 名				

学 校 名	鳥取市立	学 年	
ふりがな 氏 名			

備考

この申込書は、鳥取市立の中学校（義務教育学校）を卒業（市外に転校）するまで継続されます。児童等ごとに記入し、学校に提出してください。

学校長は内容確認後、鳥取市教育委員会に提出してください。

(学校長確認欄)

チェック

教職員用

学校給食申込書

年 月 日

鳥取市長 様

納付義務者 郵便番号 _____
 住 所 _____
 ふりがな _____
 氏 名 _____ 印
 電話番号 _____
 学 校 名 _____

私は、鳥取市学校給食費徴収規則第3条の規定により、次のとおり申し込みます。

住所	〒 _____
どちらかに○印をつけてください。	
	1 学校給食を希望します。
	2 家庭から弁当を持参します。（理由をご記入ください。）
(理由)	

備考

1 この申込書は、鳥取市立の小学校から中学校を卒業（市外に転校）するまで継続されます。児童等ごとに記入し、学校に提出してください。

2 食物アレルギー等の場合は、学校にご相談してください。

学校長は内容確認後、鳥取市教育委員会に提出してください。

(学校長確認欄)

チェック

学校給食費の納入がなかった場合には、鳥取市が保有する私の情報のうち、債権の管理のため必要な情報を調査することについて同意します。

また、学校給食費の納付情報を学校長に対して提示することに同意します。

備考

この申込書は、鳥取市立の学校に在職中は継続されます。内容を記入し、学校に提出してください。

学校長は内容確認後、鳥取市教育委員会に提出してください。

(学校長確認欄)

チェック

その他

学校給食申込書

年 月 日

鳥取市長 様

納付義務者 郵便番号 _____
住 所 _____
ふりがな _____
氏 名 _____ ㊞
電話番号 _____
所 属 _____

私は、鳥取市学校給食費徴収規則第3条の規定により、次のとおり申し込みます。
学校給食費の納入がなかった場合には、鳥取市が保有する私の情報のうち、債権の管理のため必要な情報を調査することについて同意します。

備考

この申込書は、鳥取市立の学校給食センターに在職中は継続されます。内容を記入し、鳥取市教育委員会に提出してください。

様式第2号（第6条関係）

（略）

様式第3号（第7条関係）

（略）

様式第4号（第7条関係）

（略）

様式第5号（第7条関係）

（略）

様式第6号（第7条関係）

（略）

様式第7号（第7条関係）

（略）

様式第2号（第6条関係）

（略）

様式第3号（第7条関係）

（略）

様式第4号（第7条関係）

（略）

様式第5号（第7条関係）

（略）

様式第6号（第7条関係）

（略）

様式第7号（第7条関係）

（略）

様式第8号（第11条、第12条関係）

学校給食申込変更届出書

年 月 日

鳥取市長 様

納付義務者
郵便番号
住 所
ふりがな
氏 名
電話番号

—

㊞

私は、学校給食の提供について変更が生じたので、鳥取市学校給食費徴収規則（第11条・第12条）の規定により、次のとおり届け出ます。

学校給食の提供を受ける者について	学校名 <u>(所属)</u>	鳥取市立	学年	
	ふりがな 氏 名			
	変更内容	該当する番号に○をつけてください。	【変更前】	
		1 給食期間の変更 (学校給食の停止、再開等)	【変更後】	
	2 その他 ()			
変更年月日 (停止・再開)	()	年 月 日 から	()	年 月 日 まで

備考

- この届出書は、児童等ごとに記入し、給食の停止又は再開を希望するときは5日前（土日等含まない。）までに市（学校）に提出してください。
- 給食の停止については、連続5日以上（土日等含まない。）欠席することに

様式第8号（第11条、第12条関係）

学校給食申込変更届出書

年 月 日

鳥取市長 様

保護者等 郵便番号
住 所
ふりがな
氏 名

—

㊞

私は、鳥取市学校給食費徴収規則（第11条・第12条）の規定により、学校給食の提供について変更が生じたので、次のとおり届け出ます。

学校給食の提供を受ける児童・生徒について	学校名	鳥取市立	学年	<u>年</u>
	ふりがな 氏 名			
	変更内容	該当する番号に○をつけてください。	【変更前】	
		1 給食期間の変更 (学校給食の停止、再開等)	【変更後】	
	2 その他 ()			
変更年月日 (停止・再開)	()	年 月 日 から	()	年 月 日 まで

備考

- この届出書は、児童等ごとに記入し、給食の停止又は再開を希望するときは5日前（土日等含まない。）までに市（学校）に提出してください。
- 給食の停止については、連続5日以上（土日等含まない。）欠席することに

より発生する給食分のみ、給食費に反映します。

学校長は内容確認後、鳥取市教育委員会に提出してください。

(学校長確認欄)
チェック

様式第9号 (第14条関係)
(略)

より発生する給食分のみ、給食費に反映します。

3 病気等で給食を受けることができない場合は【変更後】の欄に理由を記入してください。

学校長は内容確認後、鳥取市教育委員会に提出してください。

(学校長確認欄)
チェック

様式第9号 (第14条関係)
(略)

鳥取市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨

鳥取市が提供する学校給食の申込みの手続き及び支払方法について所要の整備を行うとともに、民法（明治29年法律第89号）の一部改正に伴い、遅延損害金の率を改めるため、鳥取市学校給食費徴収規則（平成29年鳥取市規則第35号）の一部を改正することを目的とします。

2 改正の内容

- (1) 学校給食の申込者を納付義務者に統一し、納付義務者にあわせた学校給食申込書を提出できるようにします。（第3条、様式第1号関係）
- (2) 鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年鳥取市条例第27号）」に基づき、鳥取市立福部未来学園幼稚園に在籍する園児の学校給食費について、同一世帯の市民税所得割合合算額又は第3子以降の園児の場合は徴収しないことにします。（第4条関係）
- (3) 学校給食費の額の変更があった場合は、納入額変更決定通知書を納付義務者に通知することにします。（第6条関係）
- (4) 学校行事でありかつ鳥取市教育委員会が認めたものは、学校給食を受けなかった日数として学校給食費を算定できるようにします。また、鳥取市教育委員会が、食物アレルギー対応した学校給食費の1食当たりの単価を定めることができるようにします。（第8条関係）
- (5) 緊急時には、学校給食を停止又は再開を行うことにします。（第11条関係）
- (6) 学校給食の申込みのない者への学校給食費の請求は、鳥取市会計規則（昭和39年鳥取市規則第5号）に規定する納入通知書により行うこととします。（第13条関係）
- (7) 遅延損害金について、民法（明治29年法律第89号）に規定する法定利率の変更に対応するため用語の整理をします。（第15条関係）
- (8) その他所要の整理を行うこととします。

3 施行期日等

- (1) この規則は、令和元年10月1日から施行することとします。
- (2) 所要の経過措置を定めます。